

岡山県における退職管理の 適正確保について

～地方公務員法の改正に伴う対応～

《 概 要 版 》

岡山県総務部人事課



1 元職員による働きかけの規制(第38条の2関係)

《働きかけの規制の基本型》

営利企業等に 再就職した元職員

営利企業に
再就職した元職員

非営利法人に
再就職した元職員

離職後2年間に、契約
等事務であって**離職前
5年間の職務に関する
働きかけ**をすること



現職職員

元職員が離職前
5年間に在職し
ていた執行機関
の組織等の職員



離職後に営利企業等に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職前5年間の職務に関するものについて、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ）が禁止されます。

※在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。

(参考)用語について①

○営利企業等

- ・営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことで、公益法人、一般法人、NPO法人等も営利企業等に含まれる。

○職員

- ・一般職の地方公務員（特別職の非常勤職員、臨時的任用職員、条件付採用期間中の者を除く。）
※再任用職員、任期付職員も「職員」に含まれる。

○地方公共団体の執行機関の組織等

- ・再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位（グループ）。
- ・具体的には、知事部局、警察本部・警察署、教育委員会・学校のようにグループ分けされる。

○子法人

- ・営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいう。

○契約等事務

- ①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約
- ②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のこと

○要求又は依頼

- ・契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問も規制の対象となる。

2 働きかけ規制違反に関する監視(第38条の3～第38条の5関係)

◎ 人事委員会による監視の仕組み

任命権者の報告（通知義務）

任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、違反行為に関して調査を開始するとき及び当該調査が終了したときは、人事委員会に報告（通知）しなければいけません。

調査の要求

人事委員会は、任命権者が行う調査の経過について、報告を求め又は意見を求めることができます。

調査経過の報告要求・意見陳述

人事委員会は、違反行為があると思料するときは、任命権者に対して、調査を行うよう求めることができます。

3 再就職情報の届出(第38条の6第2項関係)

本県では、「職員の退職管理に関する条例」及び「職員の退職管理に関する人事委員会規則」により、次のとおり、再就職情報の届出に関する事項を規定しています。

① 届出が必要な対象者

➡ 在職時に行政職 6 級相当以上であった者

② 届出が必要となる場合

➡ 離職後に、営利企業以外の法人・団体（報酬を得る場合のみ）
又は営利企業の地位に就いた者

③ 届出が必要な期間

➡ 離職後 2 年間

④ 届出事項

➡ ①氏名、②生年月日、③離職時の職、④離職日、⑤再就職日、
⑥再就職先の名称、⑦再就職先の業務内容、⑧再就職先の地位

5 退職管理の適正確保に必要と認められる措置(第38条の6第1項関係)

本県では、「職員の退職管理に関する条例」及び「職員の退職管理に関する人事委員会規則」により、次の①～⑤の退職管理の適正確保に必要な措置を規定しています。

① 再就職状況の公表

- ・毎年8月1日を基準日として取りまとめ、速やかに公表

② 職員が他の職員又は元職員の再就職をあっせんすることの規制

- ・原則禁止。(人事委員会規則により可能な場合があります。)

③ 職員が在職中に自らの職務と利害関係のある企業等に求職活動することの規制

- ・原則禁止。(人事委員会規則により可能な場合があります。)

④ 在職中に退職後の再就職が内定した場合の届出

- ・職員は、再就職を約束した日から概ね1週間以内に届出が必要
- ・届出を受けた任命権者は、公務の適正を確保すべき措置を講ずる

⑤ その他

- ・再就職の届出の状況などを、年度単位で取りまとめ、翌年度中に速やかに人事委員会へ報告

(参考)用語について②

- 利害関係企業等：職員が職務として携わる次の事務の相手方となる営利企業等
- ① 許認可等を受けて事務を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している営利企業等
 - ② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している営利企業等
 - ③ 検査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
 - ④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等
 - ⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
 - ⑥ 契約（電気・ガス・水道等を除く。）を締結している、又は契約の申し込みを（しよう）している営利企業等
 - ⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等



6 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

	規制違反の内容	制裁措置
元職員による働きかけ	<u>元職員</u> が現職職員に対して、働きかけをした場合※ (※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く)	10万円以下の過料 (第64条)
	<u>元職員</u> が現職職員に対して、 <u>不正な行為</u> をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (第60条第4号から第7号まで)
	<u>職員</u> が元職員の働きかけに応じて <u>不正な行為</u> を行った場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (第60条第8号)
	<u>職員</u> が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象 (第38条の2第7項違反)
あつせん 再就職	<u>職員</u> が <u>不正な行為をすること等</u> の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号)
求職活動	<u>職員</u> が <u>不正な行為をすること等</u> の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号)